

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

由布市

2. 構造改革特別区域の名称

あらかしの郷「ゆふどぶろく特区」

3. 構造改革特別区域の範囲

由布市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・自然

本市は、大分県のほぼ中央に位置し、北は宇佐市など、南は竹田市、東は大分市、西は玖珠郡に接している。東西 24.7 k m、南北 23.4 k m にわたり、面積は 319.16 km² である。

北部から南西部にかけては、由布岳や黒岳など 1,000m 級の山々が連なり、由布岳の麓には標高約 450m の由布院盆地が形成されている。これらの山々を源とする河川が大分川を形成し東西に流れている。中央部から東部にかけては、山麓地帯と大分川からの河岸段丘が広がっている。また旧庄内町、旧湯布院町の一部の地域は阿蘇くじゅう国立公園の指定を受けている。

(2) 気候

大分県の大部分が瀬戸内型気候に分類されている中、本市の気候は、標高の高い由布院盆地や北部では、日較差が大きく冬には最低気温が氷点下になることも多く積雪にも見舞われる内陸性気候に、中央部から東部にかけての、標高の低い地域の雨が少なく温暖な瀬戸内式気候とに二分されている。

(3) 歴史・文化

江戸時代には、旧挾間町、旧庄内町及び旧湯布院町とも各地域が諸藩領に細かく分断され、小藩分立の状態であったが、明治の大合併、昭和の大合併を経て旧町が形成された。そして由布市誕生に向けての市町村合併への取り組みは、平成 12 年から始まり平成 17 年 10 月 1 日、3 町の新設合併が実現し、由布市が誕生した。

(4) 交通・経済

本市には、大分県大分市から福岡県久留米市に至る国道 210 号線が市内を東西に横断している。また北西部には大分自動車走っており、湯布院 IC から福岡市までを約 2 時間で結んでいる。さらに県道 11 号別府一の宮線（やまなみハイウェイ）、県道 30 号庄内久住線、県道 51 号別府挾間線などの主要地方道に加え、広域農道、広域林道などの整備により交通の要所、産業経済の交流の地として発展している。鉄道は大分と福岡を結ぶ JR 久大本線が東西に

運行されており、市内には向之原駅、鬼瀬駅、小野屋駅、天神山駅、庄内駅、湯平駅、南由布駅、由布院駅の８つの駅がある。

また、産業については、かつては旧３町とも農林業が基幹産業であったが、近年は、年間約４００万人が訪れる日本を代表する観光地となった湯布院地域の観光産業と、県都大分市に隣接し大型商業施設を擁し商工業の発展が著しい挾間地域と多様化している。

（５）観光・地域づくり

本市においては、個性豊かで活力ある地域社会の創造のため、一体的な生活圏を形成している挾間地区、庄内地区及び湯布院地区の歴史・文化を継承し、一つの自治体としてより広い観点からまちづくりを進めているところである。

湯布院地域が抱える年間約４００万人の交流人口を、由布市全体への循環を目指し、温泉・保養・医療・食が融合した滞在循環型交流観光の実現へ向けた取り組みをまちづくりの柱に位置づけている。環境省の日本名水百選の一つである男池湧水群を抱く黒岳原生林は、登山客のみならず、気軽にバードウォッチング等の自然観察が楽しめるよう、平成１７年度にユニバーサルデザインでの遊歩道を再整備したところである。さらに、挾間地域内に医学部を置く大分大学とは、平成１７年度、相互協力協定を締結し、産学官の連携による地域振興に向けた取り組み等、幅広い分野での協力により医療や保養を加味したツーリズムに向けての検討を調査研究している。

５．構造改革特別区域計画の意義

由布市の観光は、農村景観の美しさと温泉や名水といった自然を満喫する体験型観光を主としている。農村景観を基礎とする美しい自然風景を保全することは、由布観光の生命線であり、地域オリジナルの観光資源を確立することは、現在の観光ニーズに対する必須事項と考えられる。今計画での特例措置を活用することにより、訪れた観光客にオリジナルの濁酒を振る舞うサービスを提供することで、由布観光の更なる充実を図るとともに、由布市の大切な資源でもある農村風景を維持するため、農林業を中心に耕地の有効活用を図り、農業を基盤とする新たな産業の創出が展開されることによる活力あるまちづくりを推進するところである。

６．構造改革特別区域計画の目標

平成１７年１０月１日に挾間町、庄内町、湯布院町が合併して誕生した由布市は、まちづくりの理念を「融和」「協働」「発展」の３つを掲げ、住んでいる人も訪れる人もいのちの循環を大切にするまちを目指している。住んでいる人の豊かさを大切にするまちづくりを根幹に、まちを訪れる人々も豊かな気持ちになれるよう、経済と暮らしと生産とが循環した和みのふるさとを目標としている。

このようなまちづくり理念を踏まえながら、温泉や名水等の豊かな自然観光資源を活用した滞在・体験型のツーリズムを推進するためにも、本特区による濁酒の製造事業の活用が、今後の由布市観光における地産地消を推進するツールとして必要であると考えられる。本事業を、これからの新たな地域オリジナル商品開発の先駆けと位置付け、更なる農林業、観光業の活性化を目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

由布市の観光を支えているものは、四季折々の美しさを見せる田園や里山風景などの優れた自然環境に他ならない。しかし、農業者の高齢化や担い手不足等により遊休農地の発生状況は、近年益々増加傾向にあるといえる。遊休農地の増加は、由布観光の生命線である美しい農村景観の崩壊だけにとどまらず、雑草の繁茂、病虫害の発生並びに有害鳥獣の温床となり近隣農地への悪影響など様々な問題を引き起こすことが考えられる。

本計画の実施により、農業を基盤とする新たな産業の創出が展開されるとともに、本特区法上の要件でもある自ら生産した農産物を原材料とする点において、濁酒以外の産物においても地産地消の機運が高まるものと考えられる。地産地消の広がりや地場産業の活性化へとつながり、優れた農村景観の保全、ひいては由布観光の発展へと結びつき、地域の総合的な経済的社会的効果が見込まれる。

○新規起業

	現在	19 年度目標	22 年度目標
自家製による濁酒製造件数	0 件	2 件	10 件

○観光客数の推移

	16 年度実績	19 年度目標	22 年度目標
宿泊者数	96 万人	100 万人	100 万人
日帰り客数	354 万人	360 万人	360 万人

日本の総人口が減少する時代において、観光客数の増加は厳しいものと考えられる。そこで「おもてなし」を充実させることで満足度の上昇を図り、現状数を維持していくことが必要と考える。

8. 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

1) 地場資源の発掘と特産品開発

- 保養温泉地としての付加価値をさらに高めるため、地場資源である美しい自然や田園風景、市民の温かい心のこもった「おもてなし」による質の高いサービスの向上を図る。
- 豊かな自然や豊富な温泉、自然景観と調和した生活空間、文化財など多くの観光資源を地域の産業と効果的に結びつける。
- 地域統一ブランドの創出、地域イメージの向上を図る。

2) 田園風景の保全と農林業の活性化

- 地域の特色ある農業の振興を図るとともに、農道や農業用排水路、ため池などの生産基盤

の整備、農業生産施設の整備を推進する。

- 農業後継者や新規就農者、帰農者、さらには認定農業者、集落営農組織などの育成に向けた取り組みを推進する。
- 農地の流動化を図り、遊休農地の発生防止及び解消に努める。

3) 食と文化のイベント開催

- 由布市内各地域で培ってきた固有の伝統文化、特色ある祭り、イベントなどとのタイアップの実施・支援を行うとともに情報を広くPRし、観光振興や地域振興を図る。
- 食に対する健康志向、安全志向に対応し、顔の見える農林産物の流通、地域で生産される産物の地域内消費を進める。

別 紙

1．特定事業の名称

番 号 : 7 0 7

特定事業の名称 : 特定農業者による濁酒の製造事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、酒類を自己の営業場（農家民宿等）において飲用に供する業を併せ営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4．特定事業の内容

事業に関与する主体

上記 2 に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者

事業が行われる区域

大分県由布市の全域

事業の実施期間

上記 2 に記載の認定計画特定農業者が、酒類製造免許を受けた日以降

事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5．当該規制の特例措置の内容

由布市の観光は、農村景観の美しさと温泉や名水といった自然を満喫する体験型観光を主としている。農村景観を基礎とする美しい自然風景を保全することは、由布観光の生命線である。また、地域オリジナルの観光資源、特産商品の確立は現在の観光ニーズの必須事項となっている。

当該規制の特例措置により、旅館や民宿等を営む農業者が自ら生産した米を原料に濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

今計画での特例措置を活用することにより、訪れた観光客にオリジナルの濁酒を振る舞うサービスを提供することで、由布観光の更なる充実が図られるとともに、農業の活性化による農地保全、景観保全づくりが推進され、地域の活性化が期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

また、無免許製造や特定事業実施者の納税義務違反の防止に向け、広報等の指導により周知の徹底を図る。